

宮城県バス運行維持対策費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、地域住民の日常生活に不可欠なバスによる生活交通ネットワークの構築を図るため、乗合バス事業者及び市町村等が行う生活交通バスの運行に要する経費について、当該乗合バス事業者及び市町村に対し、予算の範囲内において宮城県バス運行維持対策費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「バス」とは、第6条に規定する補助対象路線を乗合バス事業者（道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）及び市町村等が運行するバス（デマンド型乗合タクシーを含む。）をいう。

2 この要綱において、「市町村等」とは、市町村及び市町村から委託又は補助を受けて運行する商工会等をいう。

3 この要綱において、「複数市町村にまたがる路線」又は「市町村内完結路線」とは、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 乗合バス事業者が運行するバス事業
- (2) 市町村等が運行するバス事業

第2章 生活交通確保計画

(概要)

第4条 第3章に掲げる運行費補助金の交付に当たっては、市町村が、それぞれの生活圏と考えられる範囲などにおいて、地域の実情に即した生活交通確保計画を策定し、様式第4号により補助金を受けようとする会計年度の8月末までに知事に提出しなければならない。ただし、生活交通確保計画の提出は平成20年度補助金から適用する。

(構成)

第5条 生活交通確保計画の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活交通の現状と課題
- (2) 生活交通確保のための基本的な方針
- (3) 生活交通確保方策の概要
- (4) 利用者の意識改革を図るための取組

第3章 運行費補助金

(補助対象路線)

第6条 補助対象路線は、次の各号のとおりとする。ただし、乗合バス事業者が運行する路線については、市町村長が補助対象として認定した路線とする。

(1) 乗合バス事業者が運行する路線で、次のすべての要件を満たすものとする。

イ 複数市町村にまたがるもの

ロ 路線の長さが5km以上のもの

ハ 1日当たりの運行回数が2回以上のもの

ニ 1日当たりの輸送量が10人以上150人以下のもの

輸送量は平均乗車密度(平均乗車密度の算出が困難な場合は平均乗車人員)に運行回数を乗じて得た数とする。

ホ 経常収益が経常費用の20分の11以上のもの

ヘ 他の運行系統との競合区間の合計が系統キロ程の50%以上の路線については、当該運行区間の輸送量が150人を超えない区間を補助対象とする。

(2) 市町村等が運行する路線(市町村が乗合バス事業者等に委託して運行する路線を含む。)で、鉄道駅や複数のバス路線が接続するバス停留所等の交通結節点において、鉄道やバス路線等他の公共交通に接続するとともに、広域的利用が期待できる地域(一定の商業施設、公共施設等の集合)又は病院、学校等に接続し、公共交通ネットワークを構成する路線とする。

(運行費補助金の補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、前条に定める補助対象路線を運行する乗合バス事業者及び市町村とする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(運行費補助金の補助対象経費の額及びその限度額)

第9条 運行費に係る補助対象経費の額は、経常欠損額とする。ただし、乗合バス事業者が運行するバスに係る補助対象経費の額は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環境大103号。以下「国庫補助要綱」という。)別表2及び別表29に定める補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。

(1) 乗合バス事業者が運行するバスは、次により算出する。

イ 補助対象経常費用は、国庫補助要綱別表2及び別表29で定める地域キロ当たり標準経常費用又は乗合バス事業者キロ当たり経常費用のいずれか低い方の額(以下「経常費用単価」という。)に実車走行キロを乗じて得た額とする。

ロ 乗合バス事業者キロ当たり経常費用の算定は、国補助要綱別表2及び別表29の規定により算出することとする。なお、乗合バス事業の一般管理費を補助対象期間の実車走行キロで除した金額については、20円を限度とする。

ハ 平均乗車密度が5人未満の路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除して得られた運行回数(少数点第1位以下の端数は、切捨て)を当該運行路線の実運行回数で除して得られた数値にイで算出した額を乗じて得た額とする。

(2) 市町村等が運行するバスは、欠損額(経常費用から経常収益を差し引いた額)と

する。この場合において、経常費用は経常収益の11分の20を限度とし、経常費用の内訳は、知事が別に定めるものとする。

(運行費補助金の補助率)

第10条 補助率は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 乗合バス事業者が運行する路線 | 2分の1 |
| (2) 市町村等が運行する複数市町村にまたがる広域路線 | 2分の1 |
| (3) 市町村等が運行する市町村内完結路線 | 3分の1 |

ただし、平成32年度までに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に規定する地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)を策定した市町村及び網形成計画に基づき、策定市町村と広域路線を共同運行している市町村については、網形成計画期間中の最大5年間(月単位)に限り2分の1とする。適用期間は、網形成計画を平成29年9月以前に策定したときは平成29年10月1日から、平成29年10月以降に策定したときは策定月の1日からとする。

(運行費補助金の交付額)

第11条 補助金の交付額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乗合バス事業者への補助金の交付額は、第9条第1号に定める額に前条第1号に規定する補助率を乗じて得た額以内とする。
- (2) 市町村への補助金の交付額は、第9条第2号に定める額に収支率(経常収益を経常費用で除して得た数値)及び前条第2号又は第3号に規定する補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、補助申請を行う年の3月31日現在の当該市町村の高齢化率が県平均高齢化率よりも大きい市町村については、第9条第2号に定める額に当該市町村の高齢化率から県平均の高齢化率を差し引き100で除して得た数値を乗じて得た額を加算する。
- (3) 前項の規定により算出した補助金額が市町村単位で20万円未満の場合は、交付対象外とする。

(被災市町における特例)

第11条の2 東日本大震災において津波の被害を受け、仮設住宅等に対応するため、市町等が運行する路線の見直しを行った市町への補助金の交付額は、前条第2号の規定にかかわらず、第9条第2号に定める額に第10条第2号又は第3号に規定する補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、補助申請を行う年の3月31日現在の当該市町の高齢化率が県平均高齢化率よりも大きい市町については、第9条第2号に定める額に当該市町村の高齢化率から県平均の高齢化率を差し引き100で除して得た数値を乗じて得た額を加算する。

(運行費補助金の交付の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする事業者は、乗合バス事業者にあつては様式第1号、市町村長にあつては様式第2号により、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、規則第4条及び第13条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定を行い、様

式第3号により当該事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第14条 規則第5条の規定により付する条件は、様式第3号に定めるとおりとする。

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者及び市町村が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月26日から施行し、平成19年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成21年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月15日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。